

令和3年6月28日

国立大学法人旭川医科大学

学長選考会議 議長 西川祐司

国立大学法人旭川医科大学学長の解任の申出について

国立大学法人旭川医科大学学長選考会議は、令和3年6月24日付け文書により文部科学大臣に学長の解任の申出を行ったので、下記のとおり公表します。

記

1 学長の解任の審議の経過について

国立大学法人旭川医科大学学長選考会議（以下「本会議」という。）は、令和3年2月24日及び同年3月3日に旭川医科大学の正常化を求める会（以下「正常化を求める会」という。）から本会議に提出された学長の解任を求める署名について、国立大学法人旭川医科大学学長解任規程（以下「学長解任規程」という。）第4条第2号に規定する「学長選考規程第9条第2項に規定する意向聴取対象者の過半数の請求があった」ものと認め、学長の解任の審査を開始した。

学長の解任の審査においては、国立大学法人旭川医科大学学長選考会議の任務の実施に関する細則に基づき、本会議の内部機関として設置した調査委員会（本学との関係性のない3名の弁護士により構成）に、学長に関連する報道、文部科学省による学長等の関係者への事実関係等の確認への回答、正常化を求める会の解任請求記載の内容等を踏まえた事実関係の調査を委託し、調査委員会は同年3月28日から調査を開始した。

調査委員会からの調査報告書の提出（同年5月28日提出）後は、調査報告書の内容を踏まえ、また、学長からの弁明及び提出された資料等を検討した上で、事実認定及び評価等を行う予定であった。

しかし、吉田学長の代理人弁護士から、弁明の権利を放棄し、資料の提出も行わない旨の通知がなされたことから、この事情を踏まえた上、学長の弁明を前提とする事実を除いて、事実認定を行い、認定した事実の評価等を行った。

2 学長の解任の申出の判断理由

今回認定された非違行為は、

- ①新型コロナウイルス感染患者の受け入れに関する不適切な言動等
- ②職員等に対する不適切な言動

- ③執務における不適切な対応
- ④公共の場における不適切な行為
- ⑤不正支出

などが挙げられ、その内訳として、パワーハラスメントが9件、本学の信用を害する行為が6件、不正支出が9件（金額ベースでは、業務委託費に関する支出手続に反する支出が693万円（うち、架空経費は少なくとも396万円）、会議費に関する虚偽記載に基づく支出が76,830円）、その他問題行為10件、合計34件（重複しているものも含む。）となっている。

そのうちいくつかの事実認定及び評価等の概略を以下のとおり明示する。

(1) 病院長解任への関与等

吉田学長は、学内理事に対して解任を示唆して、前病院長の解任決議をするよう圧力をかけていた可能性が認められる。また、前病院長に対して臨時役員会への出席要請がなされたのは同役員会の前日であり、出席要請の理由も告げられていないかった。さらに、前病院長は、解任理由に係る事実を否認し、又は評価を争っているにもかかわらず、1回の役員会で解任の決議に至っている。

解任理由が正当なものかについては、役員会の判断事項であるため、本会議では言及しないが、少なくとも、前病院長に適切な弁明の機会を与えることなく、拙速に決議を行ったという解任手続の違背は認められる。

(2) パワーハラスメント

吉田学長によるパワーハラスメントは、自らの有する大学の人事権を背景に、不相当な叱責の域を明らかに超えて、辞職や辞任を迫ったり、解雇や解任を示唆したりするというものである。特に、新型コロナウイルス感染患者の受け入れに関しては、被害者側は、大学病院としての職責を示して、吉田学長の理解を求めたにもかかわらず、吉田学長は、聞く耳を持たずに、自分の見解に従わなければ、何の落ち度もない被害者らに対して、本学との契約関係において、最も重い処分を課すことを示唆するものであり、パワーハラスメントの中でも非常に悪質なものである。

(3) 執務時間中の飲酒及び執務における不適切な言動等

吉田学長は、執務時間中、複数回に渡って、学内で飲酒していることや、本学内における重要な行事への欠席、遅刻及び不適切な言動等からすると、学長としての職務を軽視しているとしか考えられない。そして、吉田学長の不適切な言動は、本学内に止まらず、対外的な行事においても行われ、本学の名誉及び信用の維持向上に最も努めるべき学長自ら、本学の対外的な名誉及び信用を害する結果となっている。

現に、執務時間中に学長室で飲酒していることは明らかとなっており、学長以前に社会人としての適性に疑問を持たざるを得ない。

(4) 不適切な危機管理対応

令和2年11月から同年12月にかけて、旭川市では次々にクラスターが発生し、旭川保健所及び5基幹病院は新型コロナウイルスの対応に追われている最中、平日午後5時台に、本学職員が吉田学長に対し、市内で新型コロナウイルス陽性者が確認されたことに伴い危機管理室から発出する通知書を確認してもらおうとしたところ、正常な会話が困難であった事実が認められた。

上記(3)の事情を踏まえると、飲酒の影響によるものと疑わざるを得ない。仮に、別の理由によるものであったとしても、大学病院として、新型コロナウイルスの緊急対応がいつ必要となるのか不明な中、緊急対応が必要となった時点で学長として迅速かつ適切な判断が求められる状況下において、午後5時台という時間帯に、正常な会話が困難な状況にあることによって、本学の職務遂行に支障を来たしたと評価せざるを得ない。

(5) 公共の場における不適切な行為

吉田学長は、公共の場で特定の企業の社員に対し、長時間怒鳴り続けるなどの不適切な行為を行っており、これは公的空間における秩序や規律を理不尽に破るものであって、社会的に決して許容されるものではない。

(6) 不正支出について

吉田学長は、業務委託費の支出において、会計の支出基準に反する支出を指示しただけでなく、業務実態のない業務委託費の支払いを執拗に指示していることは特に悪質であり、単に支払われた委託費の返還により解決する問題ではなく、今後の実態解明が求められる問題である。

本会議では、平成29年6月28日及び令和元年6月20日に、国立大学法人旭川医科大学学長の業務執行状況の確認結果として、いずれも吉田学長の業務は適切に執行されていると判断する旨の公表をしている。今回認定した事実には、同公表に係る業務執行状況の確認時に判明していなかった事実も含まれており、本会議の確認が不十分であった点は、本会議としても反省しなければならない。しかし、吉田学長が、人事権を背景に、自らの意向に従わない者を解雇又は解任等を示唆して従わせようとする言動は、今回認定した事実のみに限るものとは考えられないことからすると、吉田学長に不利益な情報を本会議に提供した場合の報復をおそれて情報提供がなされなかつた可能性も否定できない。

今回認定された吉田学長の非違行為が多数存在し、不正支出も多額に及ぶことからすると、吉田学長の学長としての不適切な言動は、吉田学長の在任期間が約14年間もの長期に及んでいることを背景として、恒常的に行われていた可能性が否定できない。この要因は、意向に従わない者に対して、解雇又は解任等を示唆してきたことにより、吉田学長の意向に沿わない意見を述べることに皆が躊躇する環境が生まれたのではないかと考えられる。そして、これにより、本学のガバナンスが十分に機能しなくなり、吉田学長の複数の非違行為に対して、適切な改善がなされないままとなってしまった。

このような状況を招いた吉田学長の学長としての責任は非常に重いといわざるを得ない。

正常化を求める会から学長解任請求がなされたのは、吉田学長の言動により、職員及び学生の本学の帰属意識並びに医療従事者としての意欲が失われていくことに対する危惧であるとみることもできる。

以上の事情を総合考慮した結果、本会議は、吉田学長が、直近の学長選考における学長候補者推薦基準の一つである「人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有し、公平かつ公正な視点に立って、リーダーシップを発揮することができる人」とは認められず、かつ、大学の長として職務上の義務を履行していると認めることもできないことから、文部科学大臣に吉田学長の解任の申出を行うこととしたものである。